

令和5年6月16日

利府町議会議長 吉岡 伸二郎 殿

議会活性化特別委員会
委員長 鈴木 忠美



委員会調査報告書

本委員会において調査した事件について、利府町議会会議規則第72条の規定により、別紙のとおり報告します。

議会活性化特別委員会 調査最終報告書

- (1) 議会基本条例の検討
 - (2) 開かれた議会運営
 - (3) 議会のICT化の推進
 - (4) 継続的な議会改革の実施
-

令和5年6月16日

議会活性化特別委員会調査最終報告書

1 調査事件

- (1) 議会基本条例の検討
- (2) 開かれた議会運営
- (3) 議会のICT化の推進
- (4) 継続的な議会改革の実施

2 調査目的

議会の責務を果たすべく、議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進めるため、特別委員会を設置し、議会活性化に向けた調査研究することを目的とする。

3 調査期間

令和元年12月から令和5年6月まで

4 調査の背景

これまで、二元代表制として構成する機関の特性を活かし、町民の意思を町政に反映することを目的に、平成24年12月「利府町議会活性化調査特別委員会」を設置し、「議会報告会の開催」や「議会の中継」など議会活性化を推進してきた。

また、平成27年9月の議員改選時には、活性化調査特別委員会における検討事項を引き継ぎ、課題となっていた議員定数と報酬等を検討するため、「議員定数及び議員報酬等調査特別委員会」を設置し調査、研究を行ったほか、その他の項目については、議会運営委員会を中心に検討を重ね、活性化に取り組んできた。

令和元年9月の議員改選を踏まえ、さらなる議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進める必要性が生じた。特に、令和元年の選挙は低い投票率であり、地方議会への関心が薄いことを示している。また、地方議会議員の定数削減が多く叫ばれる中、本町においてもさらなる議論の必要性が求められている。さらに、議員と町民との関係が希薄となり、議員活動の内容があまり伝わっていないなどの課題も散見される。

これらの課題を解決し町民に信頼に応えられる議会を構築していくため、令和元年12月定例会において、議長を除く議員のうち、10名による特別委員会を設置し、各項目に対する方策について調査、検討を行った。

5 調査経過

委員会で運営方法を検討する中で、委員の任期を現議員の任期中である4年間とした。当初、常任委員会等が2年間で委員改選により変更していることや、常任委員長が任命されていることもあり、2年間で委員を変更する案も出されたが、調査項目に対する議論の

継続性や一貫性を保持することを優先し、調査終了まで固定化することを決定。調査については、案件ごとに2つの分科会（各5名）を設置し、効果的かつ効率的な委員会活動を行った。

特別委員会の活動状況については以下のとおり。

※各分科会（第1、第2）についても並行して記載。

（1）令和元年度の開催状況

令和元年12月20日 特別委員会設置

令和2年 1月28日 研究項目の決定

【第1】議会基本条例の検討、開かれた議会運営

【第2】継続的な議会改革、議会のICT化の推進

2月14日 【第2】議員報酬、定数、議会ICT化の検証

2月13日 【第1】各調査項目の概要、ロードマップを確認

2月28日 【第1】議会基本条例の策定について、方針、記載事項等を検証

3月 6日 【第2】議員報酬、定数、議会ICT化の検証

3月19日 【第1】基本条例の前文、骨子案の協議

【第2】議員のなり手不足について現状を踏まえての委員間協議

3月26日 各分科会より、調査の進捗状況を報告

（2）令和2年度の開催状況

令和2年 4月 3日 【第1】基本条例の構成、開かれた議会運営の検討として、SNS等による情報発信や、議場、議会図書室の運営について検討

5月21日 【第1】基本条例の条文内容、議場開放について検討

7月13日 【第1】基本条例（案）を条文ごとに検証

7月21日 【第2】議会タブレット研修内容の協議

8月19日 【第1】基本条例（案）を条文ごとに検証

9月 7日 【第2】議会タブレット研修の再協議

9月30日 【第1】基本条例（案）を条文ごとに検証

10月26日 【第1】基本条例（案）を条文ごとに検証

10月28日 【第2】全議員タブレット研修の実施協議

11月24日 【第1】基本条例（案）を条文ごとに検証

12月10日 全議員タブレット研修会

・タブレット基本操作、会議システムの紹介

12月17日 【第1】基本条例（案）全体を再検証

12月21日 【第2】タブレット研修内容の検証

- 令和3年 1月26日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 1月28日 加美町議会、大和町議会へ視察研修
 「タブレット導入における現状と課題」
 2月25日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 3月 4日 視察研修の検証、今後の取り組みについて確認

（3）令和3年度の開催状況

- 令和3年 4月21日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 5月13日 【第2】今後の予定確認、議会だよりによる町民アンケートの協議
 5月18日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 5月26日 【第2】議会タブレット端末の検証
 6月28日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 7月 6日 柴田町議会への視察研修（リモート会議）
 「タブレット導入における現状と課題」
 7月13日 【第1】基本条例（案）全体を再検証
 7月21日 【第2】視察研修の検証
 各分科会より、調査の進捗状況を報告
 7月29日 『りふ議会だより182号（令和3年6月定例会号）』で町民アンケートを実施。
 9月10日 【第2】議会だよりの町民アンケート集計結果の確認
 10月14日 【第1】基本条例（案）を最終確認
 10月14日 【第2】アンケート調査の内容確認、周知方法の検討
 タブレット端末使用基準の検討
 11月16日 【第2】取手市議会オンライン本会議実証に係る報告会の実施
 アンケート調査の協議
 12月 8日 【第2】アンケート調査の掲載内容確認、議会会議規則の改正案検討
 12月10日 【第2】議会タブレット端末の導入に向けた詳細内容の確認
 12月13日 【第1】調査項目の予定を検証
 令和4年 1月19日 【第1】広聴機能の充実化を検討
 1月28日 『りふ議会だより184号（令和3年12月定例会号）』で町民アンケートを実施
 2月21日 【第1】開かれた議会運営の検討
 3月23日 【第1】開かれた議会運営の検討（広報、広聴）
 3月 8日 【第2】議員報酬、定数について今後の検討方法を確認
 3月24日 各分科会の進捗状況確認。議員定数及び議員報酬の見直しについては、以降委員会において調査することを決定

(4) 令和4年度の開催状況

- 令和4年 4月13日 アンケート結果を報告。議員定数・議員報酬のあり方について、現状におけるこれまでの課題等を確認
【第1】開かれた議会運営（広聴機能の充実）の検証
- 4月28日 アンケート結果の検証。今後の会議のスケジュールを確認。議員からの意見聴取の検討
- 5月18日 議員定数・議員報酬に対する議員意見の確認を行い、委員会において協議
- 6月 1日 議員定数に対するメリット、デメリット（議員アンケートより）、議員定数を見直したことによる効果の検証
- 6月15日 議員定数に関する今後の検討内容について、委員会案としての方向性を提案。（参考事例：山形県庄内町議会）
- 7月 6日 議員定数における議会・委員会活動の問題点の検証
（参考事例：大郷町議会）
- 7月12日 全議員に委員会の方向性を報告（議員定数）
- 7月27日 議員定数の見直しを考える目的、定数見直しの根拠、妥当性を確認。定数の見直し時期も含めた今後の予定を協議
- 7月29日 『りふ議会だより186号（令和4年6月定例会号）』で町民アンケートを実施
- 8月31日 議員定数の見直し案について議員全員協議会に報告するための内容を確認。議員報酬の見直しに対する考え方
- 9月 1日 議員全員協議会において議員定数の見直し案を報告
- 9月22日 議員報酬の見直しについて、これまでの現状の課題の把握、財政規模の類似団体や他自治体との比較により、委員会案としての方向性を協議
- 10月12日 議員報酬の算定根拠、方向性を協議し、見直し案を確認
- 11月10日 議員報酬の見直し案について、議員全員協議会に報告するための内容を確認
- 11月14日 議員全員協議会において議員報酬の見直し案を報告
- 12月 7日 今後の予定について（委員会条例の改正）
- 令和5年 2月 1日 【第1】開かれた議会運営（広聴機能の充実）の検証
- 3月13日 委員会の名称、定数、所管事項等の見直しについて
- 3月29日 【第1】開かれた議会運営（広聴機能の充実）の検証

(5) 令和5年度の開催状況

- 令和5年 5月 8日 各分科会検討案確認

6 調査概要

(1) 議会基本条例の検討

公平、公正な議会運営へ取り組みにあたり、これまでも会議規則等を見直し、議会運営を行ってきたが、今後の議会のあり方、議員のあり方を明確にしたうえで、条例として制定し、公表、施行することを目標に掲げた。それにより、公平、公正な議会運営の制度的な確保と、町民に対して議会、議員活動がこれまで以上の明確化に繋げることを目指すべきと考え、当時、県内の町村議会においても条例化が進んでいないことを踏まえ、本議会においても検討を行った。



条例の制定に向けて

【条例内容】

本条例は、平成18年5月に北海道栗山町議会で最初に施行されて以降、全国でも同様の条例制定が進んでおり、本町議会においても、議会並びに議員の役割や責務を明らかにするとともに、町民の信頼と負託に応え、町民福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的として作成を検討した。

内容については、これまでの議会活動、議員活動を明文化することで、町民に対して議会、議員の役割を分かりやすく伝えられるものを目指すことを念頭に置きながら、本町議会の現状や他自治体の事例を踏まえ、作成のための協議、検討を行い、前文及び23の条文から構成される本条例（**参考資料1「利府町議会基本条例（令和3年12月条例第24号）」**）を制定した。

また、本条例を議会運営の最高規範の位置づけ、議会に関する他の条例、規則等を制定又は改廃する場合においては、本条例との整合性を図るものとしている。

各章の趣旨、解説については次のとおり。

前文

前文は、条例の制定の趣旨、議員、議会の役割、町民との関わり方など、条例の理念を明らかにするもので、制定までの背景や目的、議会に関する基本的な事項を記述。

第1章 総則（第1条）

議会基本条例制定の意義と目的。議会及び議員の活動原則を定めることで、町民から選ばれた議員としての立場と役割を自覚し、「町民福祉の向上」と「町政の発展」に寄与することが最終的な目的であることを規定。

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第5条）

議会並びに議員の活動原則、会派の定義役割について定めたもの。また、議員としての考えや意見をしっかりと持ち、自由討議による協議の場を設け、議会の審議の活性化を図るものであることを規定。

第3章 町民との関係（第6条～第9条）

政策の計画や決定、実施には町民の参加が必要であり、町民の議会が連携して活動することが重要である。議会広報等により、速やかに議会、議員活動を周知し、町民の意見を町政に反映させるために、町民参画の充実を図ること、また提出された請願や陳情の対応についても併せて規定。

第4章 町長との関係（第10条～第12条）

二元代表制による町政の計画や実施に関わる活動の充実化を目指すため、重要な政策の計画や決定や予算・決算審査においても、その経過や結果を評価するために、充実した資料と説明責任を課すことにより、議会・議員としても慎重審議に期するものである。

また町の重要な基本構想や基本計画などについても議会としての責任を負い、その計画の重要性について認識を深めることとする。

第5章 委員会等の活動（第13条）

委員会活動の公開・公表の重要性を鑑み、委員長は責任を持った運営をする必要があることから、その運営の基本原則を定めたもの。

第6章 政務活動費（第14条）

町政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、各会派に交付される政務活動費について定めるもの。

第7章 議会の機能強化（第15条～第18条）

重要な課題に対応するための専門的知見の活用と調査機関を設置することができることを規定。議員の資質の向上を図る研修の必要性や議会活動を補助する議会事務局の体制整備、議会図書室の充実について定めたもの。

第8章 議員の定数、報酬及び政治倫理（第19条～第21条）

適正な議員定数や議員報酬の確立を目指し、町民に対して公平で中立な立場が求められるため、議員はその行動について配慮することを規定。

第9章 他の条例との関係及び見直し手続（第22条・第23条）

本条例が、利府町議会における最高規範であることを示し、また本条例の定期的な検証及び随時の見直しについて定めるもの。

◆参考事例とした議会基本条例

上越市、小平市、伊勢市、藤岡市、堺市、長岡京市、老崎市、大津市、上石高原町、松島町、知多市、玉名市、浦幌町、福島町、加古川市、大和町、柴田町

(2) 開かれた議会運営

これまで、顔が見える議会を目指し、本会議の中継、議場システムの更新、議会報告会の開催等に取り組んできた。しかしながら、地方議会への関心の低さ等から投票率の低下している現状を踏まえ、さらなる開かれた議会運営の実現のための調査、研究を行った。

【研究項目】

取り組み項目の検討として、議会モニターの導入や議会報告会の検討など、調査内容の検討を進める上で、任期中のコロナ禍における社会情勢を踏まえた議会のあり方など、議会基本条例を基本とした議会運営を検討すべきであるとの意見が出た。その中で、町民に対する議会活動の見える化を目指す「広報」「広聴」機能を強化する必要があると考えた。

「広報」についてはこれまでも、議場のインターネット中継や『議会だより』が全国表彰を受けるなどさまざまな取り組みを行っているものの、「広聴」機能の充実化をどのように進めて行くかというのはこれまでも課題の1つであった。そのため、「広報」と「広聴」機能を一体として考え、議会全体として取り組むべきものと位置づけることで議会改革につながると考えた。

開かれた議会運営（広聴機能の充実）について

※広聴・・・国民や住民の行政に対する意見・要望などを聴く活動

利府町議会基本条例

(広聴機能の充実)

第8条 議会は町民の意見等を把握するため、広聴機能の充実を図るものとする。

【趣旨】

町民の意見を町政に反映させるために、町民参画の充実を図る必要があります。

【解説】

町民との情報の共有を推進するとともに、町民の意見を聴くための企画・運営と、その意見を政策につなげるために整理することを規定しています。

議会広聴活動の枠組み ※自治体広聴公聴研究所代表 金井茂樹氏より

個別広聴

面談、手紙、電話、メール、SNSなど

集団広聴

模擬議会、住民懇談会、議会モニターなど

調査広聴

世論、意識調査、ウェブアンケートなど

過去の調査（2議会）により得られた自由記述データの主な構造 ※記載されていた「語句」・・・自由意見の分類（意見内容）

- ①「市民」「声」「対話」「対話」「反映」・・・意見の反映（住民が議会による広聴活動の拡充を求めている）
- ②「活動」「内容」「何」「不明」・・・不透明な活動（議会活動が住民に伝わらず議員の活動が認知できていない）
- ③「定数」「報酬」「削減」「税金」・・・身を切る改革（議員定数や報酬の削減が必要である）

※第1分科会資料より

【分科会からの意見】

- パブリックコメントをSNS上で取ることもあるが、あまり反応がないように思う。意見を広く求める環境は整えているが実際に目を通す方も少ないかもしれない。意見を書き込むという作業が負担になる方もいる。広聴をするための発信はいいが、実際応える方は少ないのが現状ではないか。直接話を聴くのが一番早いと思う。「議会だより」で実施した町民アンケートなどで意見を聴く方法もあるが、媒体がどのようなものでも回答が返ってこないことがある。

- パブリックコメントについても、町民にとって身近なものと感じることができれば答えが返ってくると思う。直接自分には関係が無いという思いが強いのではないか。本当に困っている人はいろいろ書いてくるだろうし、それが行政の課題の話になり、議会でどう取り上げていくのかということになる。
- 議会報告会で多くの団体とやり取りしていくことが広聴の1つになり、議会タブレット導入を検討している中で、時代の流れに沿っていかなければいけない。
- 議会広報の充実で、基本条例にもあるように「議会活動に関する情報の積極的な公開、発信に努める」という部分について「議会だより」だけでなく、多様な広報手段を活用しながらその発信に対してのフィードバックが広聴となるのではないか。

開かれた議会運営（広聴機能の充実）

広聴 ⇒ 町民の行政に対する意見・要望などを聴く

利府町議会基本条例では・・・

（議会広報の充実）

第7条 議会は、町政に係る重要な情報を町民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。

2 議会は、りふ議会だより、議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報の積極的な公開・発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。

（広聴機能の充実）

第8条 議会は町民の意見等を把握するため、広聴機能の充実を図るものとする。

事業1 『りふ議会だより』の活用

- ・新春座談会（年1回）
- ・いきいき活動（毎回）
- ・住民の声（毎回）
- ・アンケート調査（年1～2回）

事業2 議会棟への来庁（開放）

- ・町民議会
- ・議会報告会
- ・傍聴への呼びかけ
- ・議会図書室内の資料の整備
- ・施設見学

事業3 議会SNSの推進

- ・議会タブレットの活用
- ・議会ホームページのリニューアル
- ・双方向のコミュニケーションの充実

※第1分科会資料より

【今後の取り組み】

開かれた議会を目指すため、「広聴機能」をどのように充実させるかの検討を行った。本町議会ではこれまでも議会広報常任委員会を中心に、『議会だより』を活用した議会の見える化につながる議会広報の強化を図ってきたが、議会からの発信だけではなく、町民からの意見を聴取する広聴についても一体に考えるべきと考えた。

分科会においては、議会広報常任委員会の運営についても注目し、現在の「広報」にどのように連携させられるか協議を行い、当初、委員数や所管事務の内容についての見直しも検討されたが、各常任委員長が委員として任命されている議会運営委員会が広聴機能の強化を図るべき司令塔の役割を担い、全議員において町民からの声を議会に吸い上げるべきとの考えとなった。今後、開かれた議会をさらに進めるため、広報＝議会広報常任委員会ではなく、議会運営委員会並びに各常任委員会が連携を取りながら「広報・広聴」を強化し、議会、議員活動のさらなる「見える化」に向けた運営につなげるものとする。

【広報・広聴機能の役割】

- ◆議会広報常任委員会・・・広報（議会だよりの編集、SNSの活用）
- ◆議会運営委員会・・・広聴（議会報告会、「議会だより」内の町民記事担当）

(3) 議会のICT化の推進

議会、委員会等の開催にあたっては、膨大な資料が必要となり、常時携帯できないことや必要となきに必要な情報を得ることができないなどの課題がある。これまでもたびたび話題となっていたものの、検討までには至っていなかった。ICT化が劇的に進む昨今にあって、今後、議会運営の中で大量の情報の収集が必要不可欠であること、また、必要な情報を入手しやすいこと等も検証されており、県内市町での導入も進められていることから、本町議会においても検討を行った。

【導入経緯】

議会タブレットの導入については、地方議会への導入実績のある業者から説明を受け、本議会における必要性や利便性などを確認。その後県内で既に導入されている議会への視察を検討した結果、大和町、加美町等への視察を実施し、実際の導入経緯や議会における運営方法を調査した。

○全議員タブレット研修（令和2年12月10日）

議会タブレット端末の認識を深めるため、議会への導入実績のある業者より、タブレットの基本操作と会議資料のペーパーレス化を目指したシステムの説明を受けた。

○すでに導入されている議会への視察

加美町議会（令和3年1月28日）

効率的で迅速な議会運営・議案審議、情報の共有、議会活性化など、町民に開かれた議会運営の実現とさらなる議会改革を推進するため、県内で初めてタブレットを導入（現在では執行部も導入）。議会運営の効率化や議会活動の利便性向上、事務コスト削減につながった。操作の習熟度に差が見られることや災害時の利活用も課題として挙げられている。

大和町議会（令和3年1月28日）

4年以上の期間を掛けて導入を検討し、神奈川県逗子市、岩手県北上市、宮城県登米市へ視察研修を行っている。導入の大きな目的の一つに「会議資料のペーパーレス化」があり、導入後6か月を試行期間として、議案書等資料の紙媒体と電子媒体の併用を認めている。



大和町への視察

柴田町議会（リモート会議）（令和3年7月6日）

柴田町とのリモート会議を開催し、タブレット活用とその効果、執行部との調整、また予算面における検討など、議会タブレット導入における現状と課題について説明を受けた。なお柴田町では、ICTに長けている者だけではないことから、事務局や議員間のサポート体制が重要であると考え、月に1回程度、短時間でテーマを決めて集中して研修を行っていた。

大衡村議会（令和4年10月18日）

大衡村議会では、令和4年9月から本格導入している。導入までの経緯を研修し、議場での使用状況を視察した。

【タブレットの活用における主な効果】

- ◆地元にいながら、研修ができる。
- ◆業務の効率化が図られ、事務コスト（自宅への直接配布、メール、FAX、日程調整等）が軽減された結果、議会改革に取り組む時間が確保できるようになった。
- ◆資料に誤りがあった場合、これまでは再印刷や再配付等に時間や経費を要していたが、データ配信のみで差し替えができるようになった。
- ◆ペーパーレス化によりゴミや印刷、配付コストが削減された他、最大のメリットは業務の効率化である。
- ◆所管事務調査等で現地に行った際に書類を持ち歩く必要がない。また、カメラ機能も利用することができる。
- ◆町民に対していつでも資料を用いて説明することができる。
- ◆議会報告会の際にプロジェクターに接続し、説明することができる。

【タブレットの導入】

他自治体の事例や導入形態や費用対効果の検討を行った結果、議会タブレットを令和4年度より導入することを決定。また本事業については新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を利用し、賃貸借とするよりも購入とした方が総経費として安価となる見込みであるため、備品として購入することとした。



タブレット導入に向けて

タブレット導入に対する効果として、①会議資料のペーパーレス化、②連絡手段の確保、③視察等への活用などが挙げられる。本格開始を来期（令和5年9月）というのを目標とし、導入後は試行期間として紙、電子媒体を併用しながら、段階的なペーパーレス化を目指す。

【関連法令の整備】

議会会議規則の一部改正（議場内へのタブレットの持ち込み）。〔令和4年6月〕

議会タブレット端末の運用規程の制定（使用範囲、管理など）。〔令和4年11月〕



導入したタブレット

(4) 継続的な議会改革の実施

【調査の背景】

これまで町民の意思を町政に反映することを目的として、議会活性化を推進するための委員会を立ち上げ、議論を重ねてきた。議員定数、議員報酬の問題については、平成28年3月から平成29年9月までの期間に「議員定数及び議員報酬等調査特別委員会」で検討され、現状における課題や将来の議会のあり方などを見据え、方向性を示したところである。しかし、直近の町議会選挙における投票率の低下（表1）や町民の議会への関心が薄いこと、また、全国的に議員定数の削減が多く叫ばれる中で、議員のなり手不足の解消、若手、女性の政治参画の推進など喫緊の課題であることを重要視し、議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進めるため、本委員会においても、前回の検討に引き続き調査研究を継続し検討することとした。

これらを踏まえ、委員会の研究テーマとして挙げられた項目の一つが「継続的な議会改革の実施」である。人口減少、少子高齢化が進む社会情勢の中で、地域の問題に取り組むべき議会の役割は大きく、今後の議員のなり手不足等を深刻な課題と受け止め、早急に議論が必要であることから、本委員会においても調査、検討を進めた。

過去の本町選挙結果（表1）

任 期	議員定数	立候補者数	投票率	新人候補者数
H15. 4. 30～H19. 4. 29	22 人	—	—	—
H19. 4. 30～H23. 9. 10	20 人	27 人	55.94%	8 人
H23. 9. 11～H27. 9. 10	18 人	22 人	50.44%	6 人
H27. 9. 11～R1. 9. 10	18 人	19 人	43.30%	2 人
R1. 9. 11～	18 人	19 人	38.71%	2 人

※定数削減となった平成19年度以降の改選期における立候補者等を記載

【調査項目の論点】

「継続的な議会改革の実施」において、次の2点について議論を行った。

- ① 議員定数の見直し
- ② 議員報酬の見直し

前回の「議員定数及び議員報酬等調査特別委員会」からの調査報告（平成29年9月定例会）では、①定数については「現状18名を維持」、②議員報酬については当時の議員報酬額から「41,000円の増額」との意見報告であった。

本テーマについては、令和元年12月に設置された「議会活性化特別委員会」で調査案件ごとに検討を進める第2分科会で議論され、具体的な検討を進めるにあたり本委員会で調査を引き継ぎ、議論を進めることとした。

議論の中では、利府町特別職給料等審議会からの答申（令和元年5月）を踏まえ、平成29年9月の委員会意見を基本として検討を重ね、若手、女性の議会参画の推進や議員のなり手不足の解消などを指すため、他自治体との比較、町民へのアンケート調査などを参考に、委員会による検討を行った。

【議員定数について】

ア) 委員間討議内容

本委員会では、当初議員定数と議員報酬の両項目を取り上げ、多方面からの視点により本町議会が町の行財政を運営していく中でどういう位置づけであるべきか、議会に課せられた役割の重要性を再認識しながら検討を進めてきたが、議論の進め方として、将来に対する課題解決に向けた「議員定数」を先に検討すべきとの委員間による意見により、討議を行った。

議員定数に対する主な意見としては「現状維持」又は「削減」があり、「増員」の意見はなかった。意見については表2のとおりである。現状維持の意見では、本町の人口増を見込んだ民意の反映への影響や、議員が削減されたことによる委員会活動への負担が挙げられ、削減に対する意見としては、議会広報で取り上げた町民に対するアンケートの回答結果（**参考資料2 町民アンケート結果**）や今後の議会活性化を進める上で、議員定数の削減検討が必要であることが挙げられた。

議員定数に対する委員間意見（表2）

現状維持	削減
<ul style="list-style-type: none"> ●現常任委員会数が3で、委員数が各6人であれば、18人が適正である。 ●定数を減らすと委員会活動に支障が出る。 ●本町は著しく人口減少する自治体ではなく、多種多様な人材を登用するためにも維持すべき。 ●将来の人口増加を目指すのであれば、現在は状況を維持すべき。 ●削減は議会の弱体化を招き、現在の定数維持が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民アンケート結果のとおり減らすべき。町民から活動が見えない議員もいる。 ●人口3万人以上の全国町村の議員定数と比較し、定数を見直すべき。 ●前回の投票率のこともあり、住民に関心を持って投票してもらうためには委員会が維持できる人数に削減すべき。 ●給料等審議会からの答申では、近隣の人口規模等で議員定数を検討願うとの意見があり、重く受け止めるべき。町民の声からも同様の意見がある。

その他の意見として、「議会を運営するためにはどれくらいが適正であるのかを検討しなければ、定数の議論を進めるべきではない」との意見もあった。本委員会以外の議員からも議員定数に対するメリット、デメリットについて回答を受け、議員全員から意見を確認検証し、それらを踏まえた上で委員会による議論を行った。

イ) 議員意見、町民アンケートを踏まえて

ア) において、各委員より議員定数の見直しについての意見を記載した。委員会所属以外の議員からの意見も参考にしながら、議員定数を「現状維持」又は「削減」した場合の将来における議会運営に対する効果を検証した。各委員からの意見については次のとおりである。

現状の定数（18人）による将来の議会運営

⇒ 「議員なり手不足等の解決につなげるには」

- 「18人」であることで委員会構成は今がベストであり、少ないと委員会としての機能が無くなっていく。例えば欠員、欠席の場合に活動ができるのか。活性化するのは確かではあるが、現状が一番いいと思う。
- コロナ禍で議会報告会等が開催できていないが、以前のおおりに戻れば町民に歩み寄り、議員活動の「見える化」としていろいろな手段で町民との交流が可能になっていく。
18人で地域にという意識もあり、ある程度の数は必要。
- 所管事務調査を行う常任委員会は今府町の場合、委員長の権限ではなく委員の多数派で決めている。そのため委員長を抜いて5人で進めていくという各6人が一番いい。定数を削減し常任委員会を2つにするという考え方もあるが、行政の全てのうち一人で半分を確認していくというのは困難である。議会活動の「見える化」をするためにも、常任委員会で所管事務調査をしながら議員が各々働いていくのが努めであり、定数を減らしただけが見えてくるような議会の見える化活動というのは少し違うと感じる。

定数を削減（17人以下）した場合の効果

⇒ 「委員会に付託された内容をどう捉えるか」

- 5人の常任委員会で十分機能する。しっかりと働ける議員像というのを見せることが大事である。地域ではなく町全体を動かすのが町議会議員であるから、今よりも少なくすることができる。
- 令和元年5月に答申をいただいた給料等審議会には住民の代表もおおり、重んじなければいけないと思う。議会だよりによる町民アンケートでも削減に対する声はかなり多く、前回の選挙結果を受けても議員の中でしっかり考えていかなければいけないと思う。
- この町はまだまだ発展していく可能性があるが、前回の選挙では定数割れの可能性があった。次回でも定数割れとなる可能性があるのであれば削減という考えも必要である。
- 今回の町民アンケートで定数に関しては厳しい意見があった。人口3万人以上の自治体でも2つの常任委員会で運営している自治体が多数あり、できないものではないと思う。

ウ) 他自治体の事例、比較

【事例①】大郷町（令和5年9月より定数減。14人→12人）

議会からの請願があり定数減を検討。議会では二度否決となったが、住民の声として再度取り上げ、議会改革の課題の一つとして検討。住民からは「定数維持」の意見もあったが「削減」の声が多く、議員の活動が見えないことも要因であると捉えている。

【事例②】山形県庄内町（令和4年6月より定数減。16人→14人）

前回の選挙において議員定数16人に対し立候補者15人となり定数割れとなった。その後、町議会では「議員なり手不足解消調査特別委員会」を設置し、町民を交えたワークショップの開催や定数割れの背景の分析等を行い、立候補者を増やす環境づくりを進めた。

他自治体の事例を踏まえ、削減した議員定数での議会、委員会活動の問題点は何か議論を行った。その中で類似団体別市町村財政指数が本町と同じV-2であり、人口3万人以上で全国50以上の自治体と比較を行なった結果、その平均議員定数が**15.6人**であった（資料3 町村議会定数平均一覧）。関西、九州では14人以下である議会も少なくなく、議会を運営していく上で本町の議員定数は全国的に比較して多いことが分かった。

委員会活動においては、総務企画常任委員会が5人で活動しており、他の委員会においても5人による運営で問題が無いのではないかという意見があった。ただ一方で所管事務調査の範囲が部制となったことにより、今後の委員会活動範囲の検討が新たに必要であるとの意見もあった。議会活動、委員会活動を十分に行っていく人数が減数になることは適正なのか、一委員会5人と考えた時に委員長を除いた4人で運営上支障が無いのかという意見もあった。

アンケートに対する町民からの回答においても、全体の7割が定数減とするべきとの意見であるが、全体の回答が79件であることを民意としてどのように捉えるべきか、という意見もあった。

エ) 削減とした根拠

本町の定数については、議会の活性化を図り、町内に住む若手、女性の議会への参加を推進するために検討を重ねてきたが、これまでの投票率の低下も含め、昨今の議員の削減や町民からの声等を重く受け止め、「削減」との意見となった。また削減数については、議会広報常任委員会を除いた各常任委員会（総務企画、産業建設、教育民生）を運営できる定数を5名とした15名に、議長を加えた16名で議会を運営するべきと考え、2名の減とした。

① 町民アンケートによる結果

令和3年7月29日に発行した『りふ議会だより182号』においてアンケートを実施。議員定数に対し「多い」との回答が7割であった。回答数が79人ではあるが町

民の声として非常に重要であると捉えるべきであり真摯に受け止める必要がある。

② 人口3万人以上の本町類似団体による比較

全国における本町との類似団体の議員の平均定数は15.6人となっており、議会改革を進めて行くうえでも議会運営が可能であると判断。

③ 総務企画、産業建設、教育民生の各常任委員会の5名による構成

現在においても総務企画常任委員会が5名で委員会活動を行っており、これまでにしても支障はなく、今後は各委員会においても同様の活動は可能である。

(参考資料4「利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例」)

オ) 委員会討議結果

上記の議論、検証等を踏まえ、来期(令和5年9月)からの議員定数を「18人」から「16人」(現定数から2名減)とすべきである。

【議員報酬について】

ア) 委員間討議内容

議員報酬については、利府町特別職給料等審議会の審議を必要とすることから、本委員会においても意見をまとめる上で、前回に引き続きとなる報酬の見直しの必要性や議員報酬を検討する際の算定根拠の重要性が委員の中でも問われた。議員定数と議員報酬についての関連性は委員会の中でも確認はされているが、「あくまでも考え方は別」であることを本委員会の中で共通認識を図り、議員定数に対する課題を浮き彫りして、委員会の結論をまずは確定させた後に議員報酬の討議を行った。

委員による意見については以下のとおり。

議員報酬に対する委員間意見

- 報酬と定数は別々のものではあるが、「定数削減」と合わせて報酬の見直し案を提案していかないと、活性化としての議論の機会がなくなると思う。
- 「定数を削減する」と「報酬を増額をする」という考えは別であるべき。改選期というのは一つの機会になるが、議論に時間をかけても機会を失うということにはならないと思う。なり手不足問題を考えていくと、子育て世代を手厚くしたく、一年間の議論では到達はできない。しっかりと考え、定数不足、立候補者不足というものも含めて若い人が参画できるような報酬体系を作りたい。
- 令和5年9月に改選があるが、この委員会での結論を出して議長に報告し、審議会に検討してもらうよう依頼する。それが必ずしも任期改選の日ではなく、半年、一年遅れるのは構わないのではないかと。ただ委員会の結論として提言までしなければいけないと思う。
- 議員定数と議員報酬は同時に検討しなければ、なり手不足を考える上で説得力が無い。まずは報酬を増額するか、維持するかの方角性を決めるべきであるが、なり手がいないのは報酬も大きな要因と考えていかなければいけない。

●今回の目的である「投票率の低下」と「議員のなり手不足」に対する解消策の中で、子育てをしながら生活できる報酬になっているのかどうか。共働きというのが今の男女共生の社会であり、家族の生活を維持できるような体制にしていくことも委員会として考えなければならない。

イ) 議員、町民アンケートを踏まえて

議員報酬については、議員定数と同様に『りふ議会だより』でアンケート調査を行い、79人から回答を得た(参考資料2 町民アンケート結果)。その中で、報酬額について「適当」と答えた方が35人(46.7%)であり、「低い」が24人(32.0%)、「高い」が16人(21.3%)、であった(その他、未回答の4人)。主な意見として、「算定根拠が不明である」「報酬額が低いと若い人が立候補しにくい」「定数を減らして報酬を上げるべき」などが挙げられ、委員会においてもなり手不足の解消につなげるための報酬額の見直しの必要性について意見が出された。その一方で、委員以外の議員からは令和元年に報酬が引き上げられたことにも触れ、報酬額見直しの検討については時間をかけるべき、との意見もあった。結果については表3のとおり。

議員報酬に対する議員意見(表3)

現状維持	増額
<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報酬額を上げたばかりである。 ●前回の委員会で議論し、審議会で決まった内容であり、毎期の報酬見直しの議論をするのはどうか。 ●条例を改正して3年であり、再度の改正には早すぎる。 	<p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財政規模の類似団体や人口、面積規模で比較するのが妥当。 ●定数と同様に全国町村の同規模の自治体と比較して見直すべき。 ●若い候補者が議員に挑戦できるような報酬への引き上げが必要である。 ●子育て世代による議員のなり手不足の原因の一つとして報酬の低さがある。 ●前回の委員会案の報酬額に対する答申において定数の検討についても示された。

ウ) 算定根拠

議員報酬については報酬額の根拠となる算定基準が重要であるとの意見が委員会でも議論となった。そのため、平成29年9月の委員会で示された根拠についての検証を行うこととした。

① 首長の給料に対する3分の1

議員報酬の町村長給料に対する割合を参考としたが、昭和53年モデルとして示された「首長の給料月額額の30～31%」の基準が当時の平均値であった。議会活動、議員活動については当時の集計上、首長の給料を基準とすることは、今回新たに全国町村議長会から示された基準（令和4年モデル）とも合致することから、前回の基準を継承することとする。

○町長の給料月額より $811,300 \text{円} \times 1/3 = 270,433.3 \dots \Rightarrow \underline{26 \text{万} \sim 28 \text{万}}$

③ 他自治体との比較

全国の町村議会実態調査（H28）では人口2万人以上の自治体の議員報酬平均を参考としていたが、今回は3万人以上で財政規模の類似団体を参考とすることにより、本町とより近い規模の自治体との比較を行った（参考資料3 他自治体報酬平均一覧）。また、現在の議員報酬額を県内町村の類似団体等との比較については別紙のとおり（参考資料5 県内町村議員報酬の平均一覧）。

- ・ 県内類似団体との比較 6番目中、下から4番目
- ・ 県内町村との比較 21町村中、下から11番目

○全国の人口3万人以上の自治体の議員報酬平均 280,688円 $\Rightarrow \underline{27 \text{万} \sim 29 \text{万}}$

エ) 委員会討議結果

上記の議論、検証等を踏まえ、平成29年9月の委員会意見を参考とし、比較対象を現在の状況に合わせた上で、本町と人口、財政状況が同規模である全国の町村の平均値を参考とし、

「議員報酬額を「月額28万円」とすべき」と考えた。

また議長、副議長の報酬についても、前々回（平成29年：標準額22万9千円）から同程度の増額が妥当であると考え、常任委員会及び議会運営委員会の委員長報酬については、今後の委員会活動の活性化に加え、議長の代理公務の増加や特別委員会の議事運営等もあることから、これまでは議員の報酬月額に対して3千円の加算であったが、5千円の加算とすることとした。

詳細については表4のとおり。

議員報酬一覧（表4）

区分	H29の 報酬額 (A)	現在の 報酬額 (B)	委員会 算定額 (C)	H29報酬額 との比較 (C)-(A)	現報酬額 との比較 (C)-(B)
議長	298,000円	331,000円	349,000円	51,000円	18,000円
副議長	243,000円	274,000円	294,000円	51,000円	20,000円
委員長	232,000円	253,000円	285,000円	53,000円	32,000円
議員	229,000円	250,000円	280,000円	51,000円	30,000円

オ) 増額とした理由

前回の報酬案については定数を維持した状態で検討を行ったが、議会運営全体の活性化や議員のなり手不足への解決を考え、議員定数を削減した委員会案を検討した上で、議員報酬については増額とした。増額の根拠として、前回の検討根拠に加え現在の類似自治体との比較を行い、その平均値である「28万円」を議員の月額報酬をとした。

委員長に対して加算を行ったが、これについてはコロナ禍により議長の代理、委員会代表による会議への出席など、委員長としての公務が多くなったことから5千円の加算とした。なお、全国議長会の令和4年モデルにおいて委員長の標準の報酬割合が「議員×1.03」となっているため、その範囲内による引き上げ額としている。

カ) その他

議員報酬の見直しにより、令和4年度当初予算との比較を行った結果、(3)の定数削減にしたことへの影響も含め、約79万2千円の減額となる見込みである。

※「(4) 継続的な議会改革の実施」の調査項目のみ、報告書として11月28日付けで議長へ提出しており、特に議員報酬の見直しについては利府町特別職給料等審議会に諮問しなければならないことから、12月1日付けで議長より町長へ当審議会への諮問を提出している。

7 まとめ

本委員会は令和元年12月に設置され、「議会基本条例の検討」「開かれた議会運営」「議会のICT化の推進」「政策提言と政策立案の強化」「継続的な議会改革の実施」の5つの基本方針を掲げ委員会運営や調査方法などを検討した。基本方針のうち、「政策提言と政策立案の強化」については議会運営委員会において、常任委員会も含めた委員会活動の活性化につなげられるよう議論を継続することとした。

町民の信頼に応えられる議会を構築していくための方策について、これまで調査、検討を行ってきた。その中でコロナ禍により議会報告会の開催ができず、調査方法が限られたものとなったが、前期の委員会で検討された調査を引き続き調査項目として継続し、委員間討議や全議員からの意向、町民に対する『りふ議会だより』を活用したアンケート調査による回答、さらには他自治体事例の把握もしながら慎重に検討を進めてきた。

本委員会において、基本方針を各分科会により調査、研究を進め、それぞれ「議会基本条例の制定」、「議会の広聴機能の充実」、「議会タブレット端末の導入」、そして「議員定数、議員報酬の見直し」を行ったが、それに加え、議会基本条例を基本とした関連法令の整備として、議員報酬の特例条例（議会活動を欠席した場合の減額規定）、会議規則の改正（妊娠、出産等の議会活動規定）を議会運営委員会で進めることができ、もう1つの基本方針についての具現化も含め、次の世代につなげられるための当委員会の目標については概ね達成できたと考える。

しかしながら、今回の報告が目標に対する「ゴール」ではなく、その効果として議員のなり手不足や議会、議員活動の見える化につながらなければならない。今回の報告を引き続き議会改革の実現、継続していくための「スタート」として、多方面における調査、研究を議会全体の目的、課題として活動し、議会活性化の検討を進めることとする。

議会活性化特別委員会

委員長 鈴木 忠美（第2分科会） 副委員長 高久 時男（第1分科会）

〔第1分科会〕委員／鈴木 晴子、渡辺 幹雄、木村 範雄、伊藤 司

〔第2分科会〕委員／遠藤 紀子、永野 渉、羽川 喜富、伊勢 英昭

利府町議会基本条例

令和3年12月14日条例第24号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第5条）

第3章 町民との関係（第6条～第9条）

第4章 町長との関係（第10条～第12条）

第5章 委員会等の活動（第13条）

第6章 政務活動費（第14条）

第7章 議会の機能強化（第15条～第18条）

第8章 議員の定数、報酬及び政治倫理（第19条～第21条）

第9章 他の条例との関係及び見直し手続（第22条・第23条）

附則

利府町議会は町民から選ばれた議員により構成する議事機関であり、執行機関の監視、政策立案や政策提言の役割を担っている。

人口の増加が急速であった本町においては、多様化するニーズへの対応や本町特有の課題等、議会及び議員の果たすべき役割は、これまで以上に増して大きなものとなっている。

議会は、町民の信頼と負託に応え、町民の福祉向上、地域社会の発展を目指し行動する責務があり、町民の多様な意見を町政に反映させるため、活発な議論を通して政策の論点や課題を明らかにし、意思決定していかなければならない。

よって、これらの責務を果たすため本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及び議員の活動原則を定め役割や責任を明らかにするとともに、議会等に関する基本的事項を定めることにより、町民の信頼と負託に応え、もって町民福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1） 町政運営が適切に行われているかを常に監視し、検証及び評価すること。

- (2) 政策立案及び政策提言に努めること。
 - (3) 議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めること。
 - (4) 公平性や透明性を確保するとともに、町民に開かれた議会運営を行うこと。
 - (5) 町民の意見、要望等を的確に把握し、政策立案等へ反映させること。
- (議員の活動原則)

第3条 議員は、町民の負託を受けて選出されたことを自覚し、高い倫理観のもと誠実かつ公正な立場で、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討論を活発に行うこと。
- (2) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。
- (3) 特定の団体や一部の地域にとらわれることなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。
- 3 会派は、調査研究を行い政策の立案及び提言に努める。
- 4 会派は、必要に応じて会派間で協議を行うものとする。
- 5 会派の結成等に関し必要な事項は、別に定める。

(自由討議による合意形成)

第5条 議会は、議案審議等の結論を出す場合にあっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

- 2 議員は、自由かつ達な討議を経て、政策、条例、意見等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。
- 3 自由討議に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 町民との関係

(町民参加及び町民との連携)

第6条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、町民が議会活動に参加する機会を確保し、政策提言の拡大を図るものとする。

(議会広報の充実)

第7条 議会は、町政に係る重要な情報を町民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。

2 議会は、りふ議会だより、議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報の積極的な公開・発信に努め、説明責任を十分に果たすものとする。

(広聴機能の充実)

第8条 議会は町民の意見等を把握するため、広聴機能の充実を図るものとする。

(請願及び陳情の意見陳述)

第9条 議会は、請願及び陳情について、議会運営委員会が必要であると認める場合には、会議等において提出者からの意見陳述の機会を設けることができる。

第4章 町長との関係

(町長等との関係)

第10条 議会は、町長その他の執行機関及びその職員（以下「町長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、町長等の事務執行の監視及び評価を行うとともに、町政の充実及び発展に努めなければならない。

2 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て、質問趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 町長等は、議会及び委員会による政策提言については真摯に検討を行い、結果を報告しなければならない。

(政策等の形成過程等の説明)

第11条 議会は、町長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の精度を高め、及び町民への周知のため、町長に対し必要に応じて次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 政策等を実施した場合の効果
- (3) 利府町総合計画基本構想及び基本計画、関係法令等との整合性
- (4) 実施に伴う経費及び財源
- (5) 将来にわたる財政負担の見込み
- (6) 実施した政策等の検証

2 議会は、町長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前項の規定に準じて、町長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出

を求めることができるものとする。

(議決事件)

第12条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとする。

2 前項に規定する議決事件に関しては、条例で別に定める。

第5章 委員会等の活動

(委員会)

第13条 議会は、行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を生かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、政策立案・提言を積極的に行うとともに、町政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。

3 委員会は、町民に対し、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。

4 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第14条 会派は、議員活動を行う上での調査活動の充実を図るため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 前項の規定により政務活動費の交付を受けた会派は、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。

3 政務活動費に関し必要な事項は、条例で別に定める。

第7章 議会の機能強化

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、町政の課題について調査する必要があると認めるときは、専門的知見を有する経験者等の意見を聴くことができる。

2 議会は、議会活動に関し、調査が必要と認めるときは、審査、諮問等の機関を設置することができる。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び町民との研究の場を積極的に設けるものとする。

(議会事務局の体制強化等)

第17条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の

調査研究や法務機能の強化を図るとともに、組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営をするため、必要な予算の確保に努めるものとする。

3 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 議員の定数、報酬及び政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数については、条例で別に定める。

2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状と課題、将来の予測と展望について十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第20条 議員報酬については、条例で別に定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、町政の現状や課題、議会が果たす役割、社会情勢等を考慮するとともに、多様な人材が議員として活動できる環境整備を行うという観点も踏まえ、検討するものとする。

3 議員が長期にわたって議会活動を行うことができない場合は、議員報酬の減額を行うものとし、減額に関し必要な事項は、条例で別に定める。

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、町民から負託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、高い倫理観及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。

2 政務倫理に関し必要な事項は、条例で別に定める。

第9章 他の条例との関係及び見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検証及び見直し手続)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は前項の検証の結果及び住民等との意見交換、社会情勢の変化等を勘案し、制度の改善及び条例の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

利府町議会 令和3年12月議会だよりアンケート

「あなたの声をおきかせください」調査結果報告書

令和4年7月

利 府 町 議 会
議会活性化特別委員会

利府町議会では、議会の活性化と町民に開かれた議会、町民に信頼される議会づくりを進めるため「議会活性化特別委員会」を設置しています。

この度、特別委員会としての取り組みの一環として利府町議会を取り巻く現状を把握するための調査を実施しました。その結果を町民の皆様にお知らせします。

I 調査の概要

(1) 調査項目

問1 あなたの年代（10歳刻み）を教えてください。

問2 議員定数（18人）についてどう思いますか。

問3 議員報酬（月額25万円、手取り約21万円）についてどう思いますか。

問4 町議会議員選挙の立候補者が少ない（前回19人）原因をどう考えますか。（複数回答可。3つまで）

(2) 調査対象等

- | | |
|--------|--|
| ア 調査対象 | 町内にお住まいの方 |
| イ 調査期間 | 令和4年1月28日～同年3月31日 |
| ウ 調査方法 | 紙媒体を活用した記入式アンケートを令和3年12月議会だよりに掲載し、アンケート実施を案内 |

(3) 回収結果

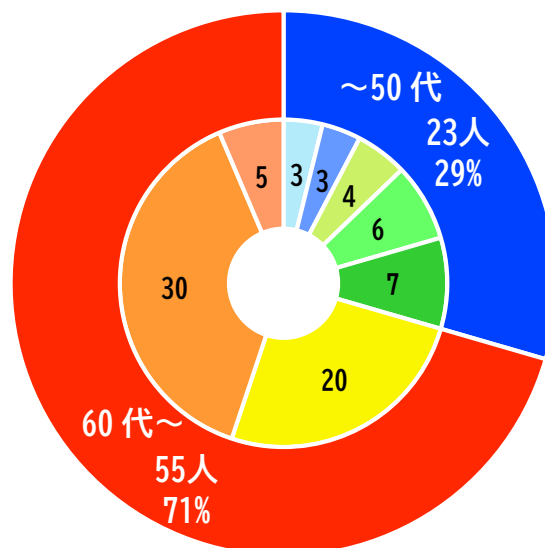
- | | | |
|---------------|-----|-------|
| ア 郵送による回答 | 78人 | |
| イ ファクシミリによる回答 | 0人 | |
| ウ メールによる回答 | 1人 | 計 79人 |

※ 自由記述については、原則として回答された文字のまま掲載しておりますことから、誤字脱字と思われるものもそのまま表記しております。

2 調査結果

問1 あなたの年代（10歳刻み）を教えてください。

年代	人数
10代	3人
20代	3人
30代	4人
40代	6人
50代	7人
60代	20人
70代	30人
80代	5人
合計	78人

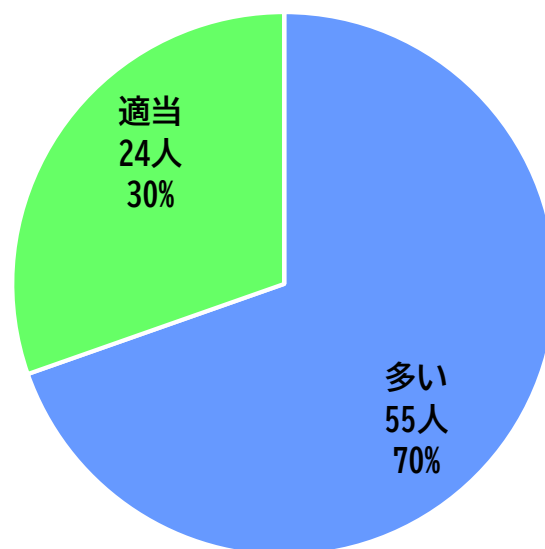


※ 未回答 1人

60代以上が78人中55人でした。10代、20代からも3人ずつですが、アンケートに答えて下さいました。

問2 議員定数（18人）についてどう思いますか。

年代	人数
多い	55人
適当	24人
少ない	0人
合計	79人



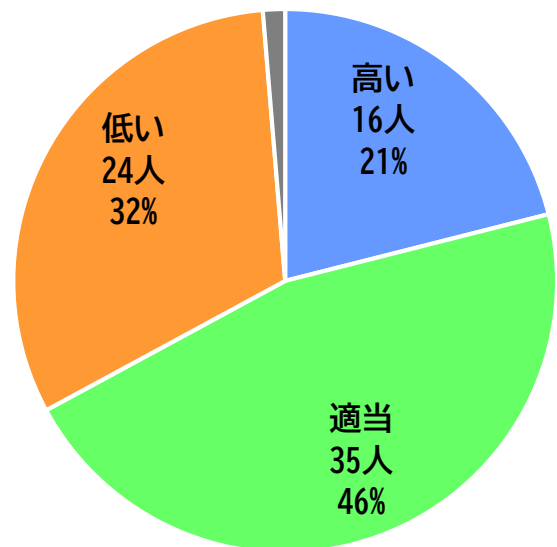
【欄外記載内容】

- ・特に高齢の人が多い。
- ・多すぎ。
- ・今の人数では多い。
- ・地区別議員方式、年代別議員方式
- ・16人ぐらいが適当と思う。
- ・15人。

問3 議員報酬（月額25万円、手取り約21万円）についてどう思いますか。

年代	人数
■高い	16人
■適当	35人
■低い	24人
■その他	1人
合計	76人

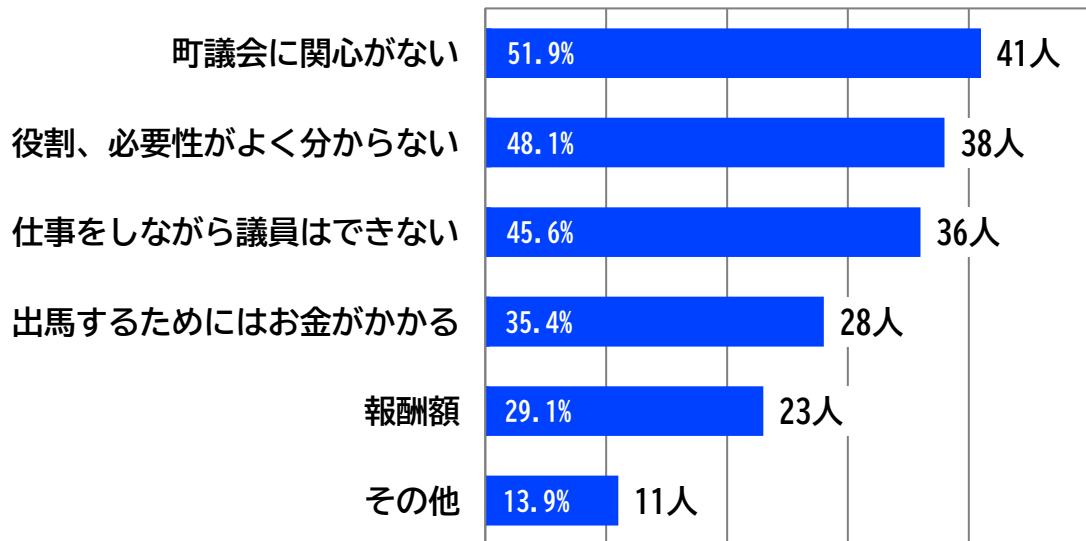
※ 未回答 3人



【欄外及びその他記載内容】

- ・未来の町のことを考えた時には低いと思います。
- ・議員専任だったら安い。
- ・一般質問の内容が良い方⇒低い。年度内4回議会があるうち半分も質問しない方⇒高い。
- ・①高い：活動の少ない議員。②低い：町民の為一生懸命働いている議員には、もっと高くてもいいのかも…。

問4 町議会議員選挙の立候補者が少ない（前回19人）原因をどう考えますか。（複数回答可。3つまで）



【その他内容】

- ・議員の顔が見えない。仕事はいつ、どこで。
- ・定数が多すぎる。
- ・質問内容が低い。
- ・議員の魅力がない。
- ・若い人たちの活躍する場があまりなさそう。
- ・アンケート出した増を見ればわかる。議員は勉強が不足している。
- ・何ができて、何ができないか。
- ・議員の活動が見えないので必要性を感じない。
- ・15名位で良い。
- ・レベルの低さ。退職者や主婦の方々ばかりで。
- ・高齢の人が多く、若い人がなっても意見が反映されないと思う。

○ 自由記述記載内容

- ・議会だよりを10年以上読ませていただいているが、1度も質問するところが載っていない方、キチンと調べないで質問されている方を度々お見かけして残念に思います。なので問2、問3に関し多い、高いと回答させて頂きました。大変なお仕事かと思いますが、今後の活動に期待しておりますので、コロナに気をつけ頑張ってください。
- ・議員の定員や報酬を話されていますが町民との対話が見えません。各地域でどんな課題があるか知っているのでしょうか！報酬ありきの仕事ではないと思います。
- ・屋内プール、トレーニング利用について。現在70歳以上無料ですが65歳以上無料にして下さい。私もプール利用しますが午前中数人しかいません。職員の方が多いい時もあります。午前か午後にかけて、65歳以上無料か年会費でフリーパスどうですか。
- ・いつもお世話になっております。議員定数を例えば12人にして、議員報酬で生活できるようになれば誰でも手を挙げて立候補者の増加等になると思います。よろしくお願い致します。
- ・①交番を利府高校の近くか、青山ビッグの近くに設置してほしい。
②ある議員が、水道費、住民税を安くすると公約した割には、ひとつも実行されていない。
③大学とか、専門学校に入るための、利府町独自の奨学金制度を見当してほしい。
④自宅介護の場合、何らかの形で、町から老人助成金とか考えてほしい。
- ・議会議員当選後どうゆう仕事をしているのか？もっと町内を思って町の為に良い仕事をしてほしいものです。
- ・毎日のお仕事大変ご苦労様でございます。私は、しらかし台3丁目から仙台へ通勤している者ですが、朝の通勤ラッシュ時、しらかし台3丁目北出口から仙台方面へ左折したいのですが、塩釜・吉岡線を右折する車が多く北出口が渋滞している状況です。しらかし台3丁目北出口を拡張し、右折、左折ラインの表示、又は信号機の設置を提案致します。
- ・沢乙、青葉台周辺の街灯をLED照明に交換してくれましたが、交換前より暗くなり防犯上心配です。（子どもの通学路の為）街灯の数を増やすか、明るい物に交換していただきたい。今後は交換する前に地域住民の意見を聞いてから、選定してほしいです。あと除草作業の数を増やしてほしいです。お願い

します。イオンできてから渋滞ひどいです。⇒260号線の二車線化。

- ①各委員会を公開して欲しい（議論の場として）。
- ②中高生を議会傍聴に招き、授業の時間としてカウントする。
- ③議会だより質疑応答の、応答している行政の部門と職責を明示。
- ④子育てママの記事は、とても良い。今後も若い人に焦点を当てて欲しい。
- 余りにも年齢が高い人が多すぎる。国全体を見ても目立っているのに、利府は入るよちがないように思う。余りにも一度当選すればそのまま見えて議会の中で活発な意見が出てるとは思えない。
- 町を良くしたいという志があっても報酬額が低いと若い人が立候補しにくい。副収入がある人、高齢者になってしまうので報酬額を上げて欲しいと思う。
- ①3回目のワクチン接種が、仙台と比べても遅いと思います。なぜ8ヶ月後に設定した後に変更せずこんなに遅くなったか？調べてもらいたい。
- ②武蔵野市のような住民投票条例は事前に住民に充分周知して頂き、議論の場を設けて頂きたい。
- 質問等の内容が国や県のすべき事を町に要求したりしており議員の質が低いのではないかと思っています。何をすべきか分からずただ町に質問をぶつけている様に感じます。議員を減らし、質を上げて片手間の仕事にならない様すべきです。それによって報酬を上げて欲しいと思います。
- 議会（員）活動余り活動している様には思わない。自分の報酬の為だけで町民の事はあまり考えてない様に思う。必要な事は後回し、目先の事だけでは利府は発展していかない！
- 議員活動が目に見える人と目に見えない人との差が大きく、議員としてどのような活動を行っているのか分からない。一般質問においても、趣旨が分からず、町民の意見を町政へ反映させるためのものとは思えない。議員の知識不足もある。変わりゆく時代のニーズに対応するため、受動的ではなく、能動的に知見を広げるべきだと思う。議員のなり手不足を考える前に、議員の質を考慮し、適正な人選（人数を考慮）をすべき。そして、それに対し、適正な報酬を支払うべきと考える。
- 一般質問だけが仕事ではありませんが、定例会でたった4人しか質問をしないのであれば、18人も必要とは思えません。報酬額については仕事との両立が難しいことや昇給がないこと、改選があることを考えると家族を養うことは難しい額であるため低いと思いますが、仕事に対する対価という意味ではフルタイムのパート以上に貰っていることに疑問を感じます。定数や活動内容を精査したうえで、額を決めるべきではないでしょうか。議会基本条例も制定したようですので、自らの責務をしっかりと自覚し、活動いただけ

ばと思います。

- ・農業に対する一般質問に期待したいです。用水路整備⇒予算の現況はどうかなど。河川内の植栽伐採（洪水対策）。
- ・問2、適当としつつも、算定（出）根拠が不明であり、感じでは「多い」かなと肌で感じる。数年前、議会を傍聴しましたが「活気がないな！」と感じた。意見の交わしあい（熱が感じられない）が単調。今回の報告書で採択状況が全員「○」と全会一致で「アレ？」これまで一部議員（2～3人）が“一般会計”で「×」が多かったのに、どんな風廻し？と思う今日の「だより」でした。
- ・帰りの電車の本数を増やしてほしいです。1本のがすと1時間近く待たないといけません。町民の為に、これからも頑張ってください。
- ・毎年、町議員の顔ぶれが変わらないので、町も変わらないので、もっと本気で町政を変えて下さい。
- ・議員の仕事を周知して下さい。
- ・議会だより「わが町政を問う」に全く掲載されない議員がいますが、その方々はいったい何をしているのか疑問です。4年の任期中に1回も一般質問をしない。討論もしない。質疑もあまりしていないと言う消極的な方がいる様ですが本当ですか。議員個人の議会での実績（一般質問の回数、討論の回数、質疑数、欠席等）を年度末の議会だよりに掲載する様に検討してください。
- ・議員さんの活動が目だたない。
- ・花園、青山、しらかし台に町民バスを運行してもらいたい。買い物難民が多い。平地の所だけ走り、坂道の多い団地には来てもらえない。議員さんをお願いしても即答で「駄目です。出来ません」との返事。不公平です。町をはなれる人も出てます。一行をお願いします。
- ・一所懸命働いてくれている議員もいるが全然何をしているのか見えてこない議員もいる。自分のしている仕事をもっと発信してはどうか。人数を少なくして懸命に動いて欲しい。
- ・議員がこまめに町民に声掛けする事はない。お会いする事あっても挨拶すらしないでお高くなっている。利府町のメインなどには一生懸命やるが町内の隅々も観てほしい。いろいろ要望しても進歩しない。昔一生懸命やった議員がいたけど、どうなっているの今の議員さん。
- ・議員さんがどういう活動をしているのか恥ずかしながら全く分かっておりません。どのような活動をしているのか、議会の時やそれ以外のスケジュールなど教えていただけるともっと理解が深まるように感じました。

- ・ 問1 70代
- 問2 町内会の問題点を真剣に町政に繁栄させようとする気構え、活動意欲が感じられない。
- 問3 年金で生活をして方々を比較すれば問題ないと思う。
- 問4 町の問題点及び未来像の思考は住民にもっと積極的に耳を傾けて活動すれば町政に繁栄できるのではないか。
- ・ 議会だよりとか見ても型どおりの質問で型どおりの答弁で終わっている様に思います。各議員さんも今いちどの様な活動をしているのか見えてこないです。
- ・ 町民目線になってない。町の反映になる質問がない。当地域の議員、顔、名前わからな〜い???
- ・ 民生委員がすることを議員がしている。肝心な事をしないでだらだら暇そうにしている様に感じる。要するに、仕事がないのではないか…町の職員や熊谷町長が優秀なので、議員の顔ぶれを見ると何も期待できない！無駄にお金をかけている。夜に議会をすれば若くて志の高い人が職業を持っていても町の為になってくれると思う。「りふ議会だより」内容が薄く、発行する必要がないと思う。つまり活動していることが議会だよりに載せるほどのものが多い！！（印刷代がもったいない…写真、ポーズとるなんて変！）必要ないが議員の顔写真は横顔でなく、正面で町民を見るような目線にすべきと思う！！
- ・ 町作りにボランティアで参加したい方々がいると思います。その方々の意見を取り入れてはどうか？各町内から参加者を募る。子育て世代の議員が少ない、いない（30代、40代前半）町議員の方々、日頃利府町の事を考えてくださり、感謝申し上げます。アンケート素晴らしいです。これからは政治に興味を持つ子供達を育てることが一番だと思います。議会見学を頻繁にし、子供達の意見を聞いてみてはどうでしょうか？数年後は成人します。少子化にならない為、利府町に働いていただく。少子化になれば町作りが本当に大変なことになることを知らせていくことが大事。少しの努力が若い子育て世代が議員に立候補することでしょう。
- ・ 本当に議員として活動しているのかわからない人がいるようです。
- ・ 選挙の時にしか顔を見せない人が（議員さん）いますね！
- ・ 高齢者が免許証返納を生活の不安なくできるようになればと思います。現在後期高齢二人暮らしで必要にせまられ私が運転してます。今年は雪が多く雪かきしてますが若い人は自家用車が入出できれば良いらしく雪かきはしてません。困ってます。
- ・ ①いつも同じような質疑応答で発展性がない。 ②リフノスが出来たが、交

通の便が悪く、利用したくないです。 ③高齢者には無理なことばかり……。

④活動 私の周りにはすばらしい議員さんがいらっしゃいますよ。一生懸命の人と、何をしているのかわからない人もいます。議員さんの顔が見えない。

- ・町の規模からみて、富谷市と同額くらいの報酬があつてよいと思う。又、熊谷町長の仕事ぶりには支持しているが、市になることは望んでいない。グラディに出るイノシシの数（地面の掘りかえしがすごい）をみても、山を守ることは大切です。
- ・30代40代の町議が必要。昔の利府ではないことを昔から住んでいる方々の意識を変えてほしい。若い町議にバトンタッチしてほしい。町長につぐ30代40代の町議が必要で何でもいろいろなことを発進できる町議が必要です。古い町議が多すぎて、市になろうとしている利府町の足かせになっている感じがする。古い文化やしきたり、建物は、大事にのこしながら議会（町議）は、大改造すべき。新しい利府になろうとしているのだから。
- ・三回目のコロナ予防接種、2月初めに申し込みしたが3月11日の接種との事。早く出来ないものか！！利府町の感染者急増中で心配。議員さん方の更なる働き掛け宜しく頼みます！！
- ・議員定数を半減させ報酬を今の倍程度とし議員として一人立ちできる環境を整えるべき。人材も厳選され議員としての能力保持者を選択可能となる。また定数においても低く押さえれば立候補者が少ないことに意を用いなくてもすむものと思料する。
- ・報酬月額25万円以外の報酬はありませんか？たとえば会議費、文書費、政治研修費、その他の活動費等々ありませんか？月額報酬との兼合いも有ります。又、年間町議会日数は何日有りますか？
- ・もっと人数をへらして報酬を上げないと若い人は家族を養っていけない。12人～15人位にへらし、給料を30万位にしてはどうか。それならやってみたい人がでてくると思う。
- ・議員の活動内容が、町民に見えてこない。令和3年12月の定例会で、再決議案に議員全員が全部賛成とは信じられない。反対意見は無いのだろうか？生活困窮者への助成金増額や補正予算減額等の意見はないのだろうか？○×裁決の表示のみでなく各議員の意見、質問が記載されていれば、各議員の考え方も分かると思う。
- ・町議の顔が見えない（専任で県議会の出席を可能に！）。利府町内の資材置き場許可が廃材置き場に変身。道端のポイ捨てゴミが町全体に不衛生感を与えるから職員で撤去する（町内がきたない道端）。町内会の公園清掃の中止（業者に御金を支払って依頼する。）。

- ・ 議会で話してほしい内容として、森郷児童遊園にある機関車の撤去をしないでほしかったのですが、直すことはできませんでしたか？これからは、後世に残すべき物は残してほしい。大規模な商業施設の建設は、これ以上しないでほしい。小規模な施設を利用しているお客様が減ってしまう。
- ・ 一部の議員だけが良く仕事をしている！！一般質問（議会だより）をみると良くわかる。議員13名にして、報酬額をあげるべきと思う。せめて70才までの定年にしてほしい。
- ・ 議員報酬を適当に〇したが、若い男性が議員になったら暮らして行けるのだろうかとも思う。若い人達が議員になってほしい。議員が身近な存在であってほしい。一般質問もしない議員がいる。市に向っているのなら、議員の質も上げてほしい。
- ・ しらかし台地区の住民です。現在しらかし台には、食料品を扱うお店がありません。高齢化と共にバスに乗り思い荷物を持って帰って来るのも大変になって来ています。コンビニのような品揃えのお店があると、とても有がたいです。バス時刻も本数もとても不便で、歩いて行ける場所にあれば、健康にもつながると思います。是非検討をお願いいたします。
- ・ 「利府議会だより」は、とても充実しているが、利府町議会は、もっと町民にアピールする方法を考えてほしい。
- ・ 女性が少なすぎる。
- ・ 利府町役場へ 3回目のワクチン接種は、なぜ集団接種として出来なかったのか？独居老人への訪問サービスが必要と思う。
- ・ 今後も町民の意見を聞き、子供から高齢者、障害があるなしにかかわらず、みんなが住みやすい、安心して安心して楽しく暮らせるまちを目指して活躍していただければと思います。
- ・ 定数は半減・報酬は倍増。大所、高所から英断しないと議会の改革は不可能。地区の代表の考え方をすてないと定数は変えられない。改革のネックは、例えば他自治体との比較をすると独自性が失われるのでやめる事が改革が進む。蛇足：村井知事の「まん延防止を導入しない」事と5～11才へのワクチン接種はリーダーシップのかがみである。熊谷町長にも意見あり、松下政経塾出身は地域を変える教養は知っているから出来ると思います。
- ・ 問4に関連して、出馬にいくらかかる？議員になったら制限されることになるが、何が出来て何が出来ないの？などなどわからないことがたくさんあると思うので、案内書的なものがあればと思う。（議会だよりでの掲載でも可）
- ・ 利府町に議員は一体何人いるんだっただろうか？と思う位今年度最後の議会も一般質問する議員は少ない。今年度の定例会が4回開催のうち、4回質問を

した議員が遠藤紀子、安田知己、鈴木晴子の3名の議員。3回質問したのが渡邊博恵、今野隆之、土村秀俊の3名の議員。2回質問したのが及川智善、高久時男、木村範雄、西澤文久の4名の議員、1回の質問が伊勢英昭。今年度4回開催の定例会で質問の無かった議員は渡辺幹雄、永野渉、羽川喜富、坂本義也、伊藤司の5名の議員。質問がない位、問題の無い平和な町に18名もの議員は必要無し。よって今後、利府町の議員定数は13名でお願いしたい。議員定数削減を強く求める。6月議会だよりのアンケートの返答に、一般質問をする議員に限られている、質問が全くない議員がいると町民から声が上がっているのにもかかわらず、9、12、3月の定例会でも質問をしない議員5名。かろうじて質問があっても、こんな内容が一般質問？と驚く事があるが、全く質問の無い議員よりはまだよしとします。しかし、その内容が本当に議会で発言すべき内容なのか、町民が必要としている内容なのかをよく考えて発言して頂きたい。今年度一般質問の無かった5名の議員は町民の声に耳を傾けないのか、町民との交流がないのか。自分のいる町内会にも議員はいるのだが、町内会とは一切交流、情報交換が無い。情報の共有が全く無いので、空回りな質問や内容の薄い質問をするのかと思う時がある。肩書きだけ欲しい議員は利府町には必要なし。利府町はこれからの町だが、残念ながら近隣の市町村に比べ観光に力を入れるのはなかなか難しいかと思う。ならば、住んでいる住民が胸を張って『利府町は快適に安心して住める町だ』と言えるような働きをして頂きたい。私は議会だよりを毎回熟読します、最低1年は全ての議会だよりを手元に置いてあります。アンケートの詳細はこちらからとQRコードがありますが、せつかく40名から頂いた熱のある意見、そのまま議会だよりに掲載して下さい。40名のうち、QRコードを利用した事がない人が35名もいるのに、詳細な報告をQRコード側だけにしないで下さい。私たちは意を決してアンケート調査に協力しているんですよ。別紙参照でもいいです。掲載お願いします。

- ・議員選挙立候補者が少ないことは、先々の行政運営に不安を憶えます。次の選挙も大事ですが、先々の事を考えて今から対策を取るべきです。若者、特に女性の進出を促す策を取るべきです。人材がいないわけではありません。危機意識をもって対策、人材発掘をしなければなりません。現職議員のみなさん頑張ってください。
- ・日当制でもいいのかと思いますが、そうする事により、仕事しなくても登庁してくる方が出たら困りますね。今の予算で定数を減らせば一人の報酬が増えて活発な活動ができるのではないのでしょうか。
- ・若い人たちが議員になって町づくりに参加したくなるような行事、町の魅力

など広報にもっと力を入れて宣伝してほしい。町のために働いて下さっている議員のみなさまありがとうございます。

- ・仕事のわりには議員が多いと思います。
 - ・投票率を高くする。70%。
 - ・議会において質問等活動の有無がみられない議員がいるのではないか。いるとすればその分として定数に反映してよいと思う。
 - ・報酬が少なく良質な議員が立候補出きない。議員を少なくして本当に心から働く人を願いたい。15名位ではどうだろうか？
 - ・議員数思っていたより多く感じました。子育て支援にもっと力を入れて欲しいです。議員数が多いので、もっときめの細かい町政を希望します。
 - ・4年間に1回も一般質問をしない人が多数いるが何の目的で議員になったのですか。町民の多様な声を町政に反映するのが仕事でないですか。人口6万人の塩釜、多賀城市、その他市では18人で、利府町の18人は多すぎです。2～3名の削減して下さい。3年もなるコロナ禍で失業者が多く苦しんでいます。議員給与が年400万円超で1期1千万円以上と高額なことです。年間の出席日数にすれば1日当たり何十万円も超えるのです。全部税金で賄われています。町民の為に有効活用をして下さい。住民からの指摘でなく自らの定数削減を行うべきである。来年の改選で実施できます。市制施行まで数十年もかかります。政策提言をどんどんやる事を考えて、少数精鋭で顔の見える活動を期待します。
 - ・1 議員数を12名（利府町の人口36,000人として3,000人に1人）。
 - 2 議員報酬額を12名に配分（6名分を12名に配分）。
 - 3 議員報酬で生活ができるようにする。
- ※ 一例 現在1人当たりの報酬＝4,500,000円÷18名＝250,000円（月額）
改正した場合の報酬額＝4,500,000円÷12名＝375,000円（月額）
- 問3の補足（「高い」と回答）。20代～50代までなら「2 適当」でいいと思います。絶対、市にしないでほしい。定年制にしてほしい。

令和3年 人口30,000人以上の町村議会議員定数

参考資料3

30000～35000人

1	岩手県	紫波町	33,111	18	○
2	宮城県	亘理町	33,454	18	○
3	茨城県	茨城町	31,850	16	
4	栃木県	上三川町	31,240	14	
5	埼玉県	毛呂山町	33,100	14	
6	埼玉県	上里町	30,758	14	
7	埼玉県	寄居町	32,607	16	
8	埼玉県	宮代町	33,691	14	
9	東京都	瑞穂町	32,393	16	
10	神奈川県	葉山町	32,910	14	
11	神奈川県	大磯町	32,567	14	
12	静岡県	清水町	31,979	14	
13	愛知県	扶桑町	34,957	16	
14	愛知県	大治町	33,071	12	
15	大阪府	島本町	31,910	14	
16	兵庫県	猪名川町	30,169	16	
17	兵庫県	稲美町	30,745	14	
18	兵庫県	須磨町	34,708	14	
19	兵庫県	太子町	33,918	15	
20	奈良県	田原本町	31,739	14	
21	広島県	海田町	30,455	16	
22	愛媛県	松前町	30,610	14	
23	福岡県	篠栗町	31,397	12	
24	福岡県	新宮町	33,594	12	
25	福岡県	岡垣町	31,561	13	
26	福岡県	筑前町	30,060	14	
27	熊本県	益城町	33,427	18	○
28	沖縄県	八重瀬町	31,952	16	
定数18名以上の議会数				3	

平均定数 14.7 人

35000～40000人

1	宮城県	柴田町	38,254	18	○
2	宮城県	利府町	36,000	18	○
3	茨城県	東海村	38,146	18	○
4	栃木県	壬生町	39,421	16	
5	群馬県	玉村町	36,205	13	
6	埼玉県	三芳町	37,667	15	
7	神奈川県	愛川町	39,029	16	
8	石川県	津幡町	37,559	16	
9	静岡県	函南町	38,195	16	
10	愛知県	蟹江町	36,738	14	
11	愛知県	幸田町	39,100	16	
12	京都府	精華町	37,357	18	○
13	奈良県	広陵町	35,009	14	
14	徳島県	藍住町	35,567	16	
15	福岡県	宇美町	37,340	14	
16	福岡県	苅田町	35,691	16	
17	熊本県	大津町	35,554	16	
18	沖縄県	西原町	35,498	19	○
19	沖縄県	南風原町	37,245	16	
定数18名以上の議会数				5	

平均定数 16.1 人

40000人以上

1	北海道	音更町	43,587	20	○
2	茨城県	阿見町	46,784	18	○
3	群馬県	大泉町	41,723	15	
4	埼玉県	伊那町	44,126	16	
5	埼玉県	杉戸町	45,692	15	
6	神奈川県	寒川町	47,702	18	○
7	静岡県	長泉町	42,457	16	
8	愛知県	東郷町	41,921	16	
9	愛知県	東浦町	48,927	16	
10	愛知県	武豊町	42,320	16	
11	三重県	菰野町	40,781	18	○
12	大阪府	熊取町	43,168	14	
13	広島県	府中町	51,468	18	○
14	福岡県	志免町	45,105	14	
15	福岡県	粕屋町	45,321	16	
16	長崎県	長与町	42,461	16	
17	熊本県	菊陽町	40,256	18	○
18	沖縄県	読谷村	40,745	19	○
定数18名以上の議会数				7	

平均定数 16.6 人

発委第 2 号

令和 4 年 1 2 月 9 日

利府町議会議長 吉 岡 伸二郎 殿

提出者

議会活性化特別委員会

委員長 鈴 木 忠 美

利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び第 7 項並びに利府町議会会議規則第 1 3 条第 3 項の規定により提出します。

理 由

町民の信頼に応えられる議会を構築していくための方策として、投票率の低下や議員のなり手不足の解消を図る必要があることから、若手、女性の政治参画の推進など、町民に対して「開かれた議会」となるよう継続的な議会改革を進めるため、条例を改正するもの

利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

利府町議会議員の定数を定める条例（平成14年利府町条例第31号）の一部を次のように改正する。

「18人」を「16人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年8月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

利府町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の概要

議会活性化特別委員会

1 条例改正の趣旨

町民の信頼に応えられる議会を構築していくための方策として、投票率の低下や議員のなり手不足の解消を図る必要があることから、若手、女性の政治参画の推進など、町民に対して「開かれた議会」となるよう継続的な議会改革を進めるため、条例を改正するもの

2 規則改正の概要

議員定数を「18人」から「16人」とする

3 施行期日

令和5年8月1日以降初めてその期日を告示される一般選挙から施行

	自治体名		面積	人口	定数	議長	副議長	議員	町村長
1	北海道	音更町	466.0	43,587	20	397,000	321,000	281,000	859,000
2	岩手県	紫波町	239.0	33,111	18	410,000	350,000	300,000	780,000
3	宮城県	柴田町	54.0	37,442	18	387,000	329,000	313,000	904,000
4	宮城県	亘理町	73.2	33,454	18	323,000	268,000	256,000	843,000
5	宮城県	利府町	44.8	35,979	18	331,000	274,000	250,000	811,300
6	栃木県	壬生町	61.1	38,942	16	400,000	335,000	300,000	850,000
7	茨城県	東海村	38.0	38,355	18	450,000	408,000	387,000	850,000
8	茨城県	阿見町	71.4	48,172	18	369,000	330,000	313,000	722,000
9	群馬県	玉村町	25.8	36,211	13	324,000	266,000	242,000	725,000
10	埼玉県	伊奈町	14.8	45,027	16	322,000	257,000	229,000	770,000
11	埼玉県	三芳町	15.3	38,032	15	326,000	272,000	252,000	750,000
12	埼玉県	毛呂山町	34.0	33,100	14	318,000	260,000	244,000	739,000
13	埼玉県	宮代町	15.9	33,691	14	295,000	244,000	221,000	732,000
14	埼玉県	杉戸町	30.0	44,333	15	320,000	255,000	235,000	783,000
15	東京都	瑞穂町	16.8	32,394	16	420,000	360,000	340,000	763,000
16	神奈川県	葉山町	17.0	32,910	14	499,000	430,000	400,000	823,000
17	神奈川県	寒川町	13.4	49,022	18	479,000	397,000	368,000	829,000
18	神奈川県	大磯町	17.2	32,567	14	423,000	344,000	315,000	767,000
19	石川県	津幡町	110.5	37,491	16	410,000	347,000	328,000	844,000
20	静岡県	函南町	65.2	37,361	16	320,000	270,000	250,000	758,000
21	静岡県	清水町	8.8	31,973	14	330,000	280,000	260,000	780,000
22	愛知県	東郷町	18.0	43,949	16	392,000	315,000	286,000	881,000
23	愛知県	扶桑町	11.2	34,957	16	387,000	306,000	281,000	880,000
24	愛知県	大治町	6.5	33,071	12	405,000	315,000	295,000	825,000
25	愛知県	蟹江町	11.1	37,299	14	410,000	325,000	300,000	895,000
26	京都府	精華町	25.7	36,948	18	373,000	310,000	287,000	825,000
27	兵庫県	猪名川町	90.3	30,169	16	404,000	327,000	300,000	860,000
28	兵庫県	播磨町	9.1	34,708	14	405,000	310,000	285,000	920,000
29	兵庫県	太子町	22.6	33,918	15	390,000	300,000	271,000	890,000
30	大阪府	島本町	16.8	31,910	14	395,000	350,000	330,000	800,000
31	大阪府	熊取町	17.2	43,168	14	350,000	320,000	300,000	760,000
32	奈良県	田原本町	21.1	31,739	14	380,000	335,000	320,000	880,000
33	奈良県	広陵町	16.3	35,009	14	377,000	319,000	290,000	840,000
34	広島県	府中町	10.4	52,753	18	380,000	300,000	290,000	890,000
35	広島県	海田町	13.8	30,455	16	321,000	265,000	254,000	821,000
36	徳島県	藍住町	16.2	35,567	16	333,000	277,500	222,000	793,000
37	愛媛県	松前町	20.4	30,610	14	380,000	310,000	290,000	864,000
38	福岡県	宇美町	30.2	37,364	14	353,000	296,000	275,000	834,000
39	福岡県	篠栗町	38.9	31,397	12	346,000	286,000	266,000	828,000
40	福岡県	志免町	8.7	46,444	14	353,000	296,000	275,000	834,000
41	福岡県	新宮町	18.9	33,594	12	346,000	283,000	264,000	832,000
42	福岡県	粕屋町	14.1	48,530	16	349,000	293,000	272,000	834,000
43	福岡県	岡垣町	48.6	31,561	13	350,000	310,000	289,000	791,000
44	福岡県	筑前町	67.1	30,060	14	349,000	297,000	280,000	813,000
45	長崎県	長与町	28.7	41,038	16	343,000	285,000	258,000	857,000
46	熊本県	菊陽町	37.5	43,070	18	332,000	273,900	249,000	747,000
47	熊本県	益城町	65.6	33,427	18	332,100	274,000	249,100	830,400
48	沖縄県	読谷村	35.3	41,742	19	344,000	264,000	243,000	757,000
49	沖縄県	西原町	15.9	35,498	19	318,000	266,000	243,000	754,000
50	沖縄県	八重瀬町	26.9	31,952	16	310,000	254,000	234,000	758,000
51	沖縄県	南風原町	10.8	40,363	16	300,000	250,000	233,000	790,000
	平均				15.6	365,884	304,106	280,688	815,014

数値は令和4年7月1日現在第67回町村議会実態調査（報酬月額）から